

検索結果の削除に関する裁判例

2015 May 20

英知法律事務所
弁護士 森 亮二

目次

- 名誉毀損とプライバシー侵害の要件

- 著名な事件（インターネット以外）
 - 「石に泳ぐ魚」
 - ノン・フィクション「逆転」

- インターネット上の情報の削除に関する事件
 - 掲示板管理者
 - 検索サービス

名誉毀損とプライバシー侵害の要件

名誉毀損の成立要件 一概略一

社会的評価の低下

+

＜不法行為阻却事由なし＞

- ① 事実の公共性
 - ② 目的の公益性
 - ③ 真実or真実相当性
- の3つが揃うと名誉毀損不成立

- ① 公共性の高い表現(たとえば公職の候補者に関すること)が
- ② 公益をはかる目的でなされる場合であり、
- ③ それが真実であるか、仮に真実でなくてもしっかり取材したものである場合には、

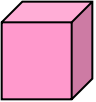
⇒ 保護に値するものとして違法ではない。

プライバシー侵害の成立要件 一概略一

- ① 公表された事柄が私生活上の事実または私生活上の事実らしく受け取られるおそれのある事柄であること(私事性)
- ② 一般人の感受性を基準にして当該私人の立場に立った場合公開を欲しないであろうと認められる事柄であること
- ③ 一般の人に未だ知られていない事柄であること(非公知性)

+

表現内容が社会生活上の受忍
限度を超えていること

☞  の①～③要件を必要とする裁判例と②だけの裁判例がある。

著名な事件

(インターネットでないもの)

- モデル小説「石に泳ぐ魚」
- ノンフィクション「逆転」

「石に泳ぐ魚」事件

＜事実関係＞

- 原告は東京で生まれた韓国籍の女性。被告は著名な小説家。被告は、訪韓した際に原告と知り合い、交友関係を持つようになる。原告には顔面に腫瘍があり、原告の父は日本の大学の教授であり、スパイ容疑で韓国政府によって逮捕・投獄されたことがある。
- 被告は「石に泳ぐ魚」と題する小説を執筆し、新潮社の発行する雑誌において公表。主人公は、原告と同様、東京で生まれた韓国籍の女性であり、顔面に腫瘍がある。主人公の父親は、日本の大学の教授であり、スパイ容疑で韓国政府によって逮捕・投獄されたことがある。
- 原告は、被告の本件小説執筆を知らず、本件小説を読んで精神的苦痛を覚え、名誉毀損、プライバシー侵害を理由として被告と新潮社を提訴した。

「石に泳ぐ魚」事件

最高裁H14.9.24 請求認容

＜裁判所の判断＞

- 本件小説の主人公と原告は容易に同定可能。本件小説は、原告に対する名誉毀損、プライバシー侵害にあたる。
- 人格的価値を侵害された者は、人格権に基づき、加害者に対し、侵害行為の差止めを求めることができる。
- **どのような場合に侵害行為の差止めが認められるか**は、侵害行為の対象となった人物の社会的地位や侵害行為の性質に留意しつつ、予想される**侵害行為によって受ける被害者側の不利益と侵害行為を差し止めることによって受ける侵害者側の不利益とを比較衡量して決すべき**である。そして、侵害行為が明らかに予想され、その侵害行為によって**被害者が重大な損失を受けるおそれがあり、かつ、その回復を事後に図るのが不可能ないし著しく困難になると認められるときは侵害行為の差止めを肯認すべき**である。

第一審： 東京地裁H11.6.22

第二審： 東京高裁H13.2.15

も結論同じ。 8

「石に泳ぐ魚」事件

最高裁H14.9.24 請求認容

＜裁判所の判断＞（続き）

- 原告は、大学院生にすぎず公的立場にある者ではなく、また、本件小説において問題とされている表現内容は、公共の利害に関する事項でもない。さらに、本件小説の出版等がされれば、原告の精神的苦痛が倍加され、原告が平穏な日常生活や社会生活を送ることが困難となるおそれがある。そして、本件小説を読む者が新たに加わるごとに、被上告人の精神的苦痛が増加し、被上告人の平穏な日常生活が害される可能性も増大するもので、出版等による公表を差し止める必要性は極めて大きい。
- 以上によれば、原告の被告及び新潮社に対する本件小説の出版等の差止め請求は肯認されるべきである。
- 原審の上記各判断がいずれも憲法21条1項に違反するものでないことは、明らかである。

ノンフィクション「逆転」事件

<事実関係>

- 沖縄が米国の統治下にあった昭和39年、原告が同僚3名と共に米兵2名と殴り合いの喧嘩をした結果、米兵1名が死亡。原告は、米国琉球列島民政府によって起訴され傷害致死の有罪判決と懲役3年の実刑判決を受けた。
- 原告は服役後上京し、バスの運転手の職を得て結婚し、平穏な生活を送っていた。原告は、勤務先にも妻にも、前記前科を秘匿していた。
- 被告は、原告が有罪判決を受けた刑事事件の陪審員であった体験に基づき、「逆転」というタイトルのノン・フィクション作品を著作し、昭和53年8月ころ新潮社より刊行した。本作中において、被告は原告の実名を使用した。
- 原告は、プライバシー侵害に基づく損害賠償を求めて被告を提訴。

ノンフィクション「逆転」事件

最高裁H6.2.8 請求認容

<裁判所の判断>

- 人は、前科等にかかわる事実を公表されないことにつき、法的保護に値する利益を有する。そして、その者が**有罪判決を受けた後あるいは服役を終えた後においては、一市民として社会に復帰することが期待されるのであるから、その者は、前科等にかかわる事実の公表によって、新しく形成している社会生活の平穩を害されその更生を妨げられない利益を有する。**
- もっとも、ある者の前科等にかかわる事実は、他面、それが刑事事件ないし刑事裁判という社会一般の関心あるいは批判の対象となるべき事項にかかわるものであるから、事件それ自体を公表することに歴史的又は社会的な意義が認められるような場合には、事件の当事者についても、その実名を明らかにすることが許されないとはいえない。また、その者の社会的活動の性質あるいはこれを通じて社会に及ぼす影響力の程度などのいかんによっては、その社会的活動に対する批判あるいは評価の一資料として、右の前科等にかかわる事実が公表されることを受忍しなければならない場合もあるといわなければならない。

ノンフィクション「逆転」事件

最高裁H6.2.8 請求認容

<裁判所の判断> (続き)

- 以上の見地から本件をみると、まず、**本件事件及び本件裁判から本件著作が刊行されるまでに12年余の歳月を経過しているが、その間、被上告人が社会復帰に努め、新たな生活環境を形成していた事実に照らせば、被上告人は、その前科にかかわる事実を公表されないことにつき法的保護に値する利益を有していたことは明らかであるといわなければならない。しかも、被上告人は、地元を離れて大都会の中で無名の一市民として生活していたのであって、公的立場にある人物のようにその社会的活動に対する批判ないし評価の一資料として前科にかかわる事実の公表を受忍しなければならない場合ではない。**

第一審： 東京地裁S62.11.20

第二審： 東京高裁H1.9.5

も結論同じ。

インターネット上の情報の削除 に関する裁判例

掲示板管理者に対する削除請求

本案

- 裁判所は事案によって様々な基準を示している。
- 厳しい基準も緩やかな基準もあるが、**削除を認める数多くの事案がある。**

掲示板管理者に対する削除請求

仮処分

1 名誉毀損の成立要件

社会的評価の低下

+

<不法行為阻却事由なし>

- ① 事実の公共性
 - ② 目的の公益性
 - ③ 真実or真実相当性
- の3つが揃うと名誉毀損不成立

2 被害者が重大かつ著しく回復困難な損害を被るおそれ

仮処分であるため、回復困難な損害のおそれが要求されている。

⇒ 余裕があるなら通常訴訟でゆっくりやってください

検索サービスに対する削除請求

東京地裁平成22年2月18日判決

「K医師」で検索すると「Kは性犯罪者！消えろ死ね」の検索結果

- 削除請求は認められない。
- 検索結果の削除請求が認められるのは以下の場合のみ。
 - 検索結果として表示されるウェブページ自体からその違法性が明らかであり、かつ、そのウェブページの全体か、少なくとも大部分が違法性を有しているという場合に、
 - 申し出等を受けることにより、検索サービスの運営者がその違法性を認識することができたにもかかわらずこれを放置

「**實際上**、真実性等の違法性阻却が問題とならざるをえない社会的評価を低下させるような表現を含むウェブページや、様々な表現が混在する掲示板のスレッドに係るウェブページについては、**検索サービスの検索結果からの削除を求めることができる場合が極めて限定されたものとなる**」

厳しい基準

検索サービスに対する削除請求

京都地裁平成26年8月7日判決

原告の氏名で検索するとかつて女性の盗撮で逮捕された事実の検索結果

□ 削除請求は認められない

- 検索サービス事業者が検索結果の表示によって摘示する事実は、①検索ワードである原告の氏名が含まれている複数のウェブサイトの存在および所在(URL)並びに②当該サイトの記載内容の一部が自動的かつ機械的に抜粋されたいわゆる「スニペット」であって、
- 検索サービス事業者がスニペット部分の表示に含まれている本件逮捕事実自体を摘示しているとはいえないから、検索サービス事業者が原告の名誉を毀損したとはいえず、検索結果の表示によって原告の人格権が違法に侵害されているとも認められない

要は「**名誉棄損をしているのは検索サービスではない**」

さらに厳しい基準

検索サービスに対する削除請求

仮処分

東京地裁平成26年10月9日決定

□ 検索結果の削除を認める。

- 検索結果の削除を初めて認めた裁判所の判断
- 決定は公表されていないが、自分の氏名で検索すると反社会的団体に所属していた事実が表示される事案であった。
- 今後の影響に関する債権者代理人の意見

「この決定が出た後、多くのメディアが好意的に、インターネット時代には必要な権利だという感じで報じてくださっています。そういうメディアのとらえ方は裁判官の目にも触れるわけですから、裁判官としてもこれが現代の国民の考え方、価値観なのかということをお感じになると思います。それにより、最初に申しましたように検索サイトは特別なものだからそうそう削除してはいけないのだというこれまでの考え方は、実は違うのかもしれないと裁判官の方々に思っていただけの可能性はあるかもしれません。」 NBL1044号16頁

基準？

検索サービスに対する削除請求

大阪高裁平成27年2月18日判決
(原審: 京都地裁平成26年8月7日)

原告の氏名で検索するとかつて女性の盗撮で逮捕された事実の検索結果

- 検索結果の削除を認めなかった。
 - スニペットは検索事業者が表示している。
 - 検索事業者は、スニペットは検索結果ページから自動的に抜粋したものであり、検索事業者が表示するものではないと主張するが、そんなことはない。
 - もっとも、本件のスニペットの表示内容は名誉棄損にはあたらない。



この考え方が定着すれば、スニペットの表示が名誉毀損であれば削除請求は認められるようになる。

緩やかな基準

ご清聴ありがとうございました。
